

### 3. 施設・設備等の維持管理に関する業務の実施内容

#### (1) 維持管理業務計画

##### 公園維持の基本事項

公園は、利用者のやすらぎの場であるべきだとグループは考えています。公園では幼児から高齢者まで、幅広い年齢層による様々な活動が日々なされ、地域住民によって多様な利用がなされてきた歴史もあります。そのような公園を維持していくには常日頃の管理が重要になります。

グループでは、施設管理、樹木管理、芝生管理はもとより利用者の立場になって点検作業する事を第一に考え、**無事故で快適な公園の維持管理に努め、「年間維持管理業務計画書」を作成**します。

##### 統括的事項

##### ア 利用者等の安全確保、市民サービスの向上への配慮等

各業務の実施にあたっては、利用者の安全確保を第一に優先するとともに、利用者サービスの向上について配慮し、法・条例の遵守を徹底するとともに、安全確保に注意を払って公園施設を管理していきます。

- ・スタッフ全員が普通救命講習（AED 講習）を受講するとともに、水難事故、草刈機械操作等の安全教育を必ず受けます。
- ・ヒヤリハット報告書、コミュニケーションシートを活用しながら利用者の安全確保、利用者サービスに抵触する事案については速やかに対策を講じます。
- ・朝のミーティングにおいて危険予知活動（KY 活動）をスタッフ全員で行い、作業機械による利用者への危険性を周知します。機械は日常・定期点検を実施し、事故防止に努めます。
- ・各業務に関して、利用者、歩行者、地域住民、スタッフ、その他業務に関連する者の安全を十分確保します。
- ・各業務を実施する際に、利用者の施設利用の支障にならないよう配慮するとともに、業務実施の案内を掲示板にて利用者に明示しながら、安全管理には十分な対策を行います。
- ・草刈や樹木剪定作業に伴い、通行の規制が必要な道路や、園内通路がある場合は、事前に日時や場所を周知するほか、作業時には作業表示板やコーンバーを配置して作業を行います。
- ・必要な場合は、法令等に従い当該要件を満たす有資格者により作業を行います。  
(P30に記載しています)
- ・事故、災害等の発生時に備えた情報伝達の体制及び救急設備を整え、被害者の救済、保護等の応急措置を行い、状況に応じて関係機関と連携します。  
(P31に記載しています)

## イ 連絡体制の確保

公園内の掲示板等に管理事務所の電話番号を表示し、緊急時等に利用者が通報できるようにします。

連絡体制については、スタッフは常に緊急時連絡網の情報ならびに携帯電話を携帯し、巡回時等必要に応じた連絡を迅速に確保できるようにします。

## ウ 損害賠償保険の加入

- ・施設そのものの欠陥や地震等の天災により事故・火災等が発生した場合は、当該事故等の処理に要する費用については、公園管理者の負担とします。
- ・管理業務の実施に当たり、指定管理者の故意または過失により、公園管理者または第三者に損害を与えた場合は、その賠償費用はグループの負担とします。なお、グループは独自に損害賠償責任保険に加入します。(天災による損害賠償は保険対象外です。)
- ・自転車のレンタル業務の実施年度は、北海道自転車条例に基づき自転車損害賠償保険等に加入します。

対 象：管理物件内における維持管理期間中の法律上の賠償責任

期 間：5年間の指定期間

その他：被保険者をグループ及び公園管理者とし、交差責任担保特約を付けます。

保険種類	保険対象	保証内容
施設賠償責任保険	公園利用者・公園施設	対人 1億円 事故 2億円 対物 2千万円
レクリエーション保険	イベント参加者	死亡・後遺障害 入院通院への補償
任意自動車保険 (連絡車両・作業車両)	第三者	対人 無制限 対物 無制限

## 厚別山本公園

山本処理場の内、処理場の役目を終え新たな緑地空間として、約 52ha の広大な敷地において造成された総合公園です。「環状グリーンベルト構想」の拠点となり、休息や鑑賞、散歩、運動等を目的に市民が総合的に利用できる公園となっています。

公園内には、36 ホールのパークゴルフ場のほか、400 台程度の駐車場、遊具広場、芝生の多目的広場、展望広場、野鳥や昆虫を観察できるビオトープエリア、植樹や環境教育を展開できる環境創造林スペース等の整備がすすめられているところです。

厚別山本公園造成事業を進めるにあたっては、公園の整備や管理に係るコンセプトを掲げており、ハードの整備とともに、ソフトの充実化をすすめることとしています。

こうしたことを踏まえて、本公園の管理運営については、本公園の特性を十分に理解し、次ページのコンセプトに沿った管理運営を行っていきます。

### 公園のコンセプト(厚別山本公園)

平成 22 年度に実施した基本計画策定時には、多様な市民参加の場を設け、主に「多様な生態系を生み出す」、「利用度と自然度のバランス」、「エコロジカルな取り組み」という 3 つの市民意見を得て、コンセプトを『みどり環境づくりのシンボルとなる公園』と定めています。

コンセプトの実行にあたっては、人とみどり環境が関われる場づくり（ハード・空間）と仕組みづくり（ソフト・アクティビティ）が必要であることから、公園の管理運営についても、上記のコンセプトを踏まえたうえでを行います。

※みどり環境・・・樹木や自然環境だけでなく、みどりに関わる人や生活も含めた環境。

## 市民意見による厚別山本公園の将来像

多様な生態系を生み出す

利用度と自然度のバランス

エコロジカルな取り組み

### 場づくり

みどりとのかかわりの中で多様な学び・遊び・交流ができる場

- ・自然観察・森林浴・圃場空間・水遊び

幅広い層に親しまれる癒しの場

- ・くつろぎ空間・親水空間・眺望空間
- ・ユニバーサルな公園

### 仕組みづくり

人・地域の歴史文化・周辺環境とオープンに繋がりを進化し続ける仕組み

- ・みどり創造運動
- ・みんなで作る続ける公園
- ・持続可能・次代に受け継ぐ
- ・市民参加
- ・次代に合わせた施設更新
- ・歴史、文化、人との繋がりを

また、前ページのコンセプトを受け、各エリアの管理運営については下記事項を考慮します。

#### 【公園全体】

- ・みどりの道を境に西側を利用の軸、東側を鑑賞の軸としてとらえ整備しています。
- ・利用の軸では、自然度の高いビオトープから展望広場に向かって緑のベクトルを形成します。展望広場の南側には多目的広場、遊戯広場を整備し遊びのベクトルを形成します。
- ・鑑賞の軸では、自然度の高いビオトープから大花壇に向かって園芸的な種となるよう花のベクトルを形成しています。
- ・豊かな多自然を有する公園として、地域住民への理解を深める場となる講習会、イベント等を開催します。
- ・遊具やサービス施設の日常点検、ビオトープの監視を適切に行い、子供たちが安全安心に遊べる環境を作り、子供たちへの環境教育の場を提供します。
- ・エコロジカルな取り組みの場として、ごみの分別やリサイクル等の社会的な環境の普及啓発につながる管理運営を行っていきます。

樹木の管理、パークゴルフ場の芝生の管理についても環境条件を把握した上で管理計画を立て、日常の観察・施肥・水管理・補植作業等十分な配慮を行っていきます。

以下について重点的に行います。

- ・生垣、大径木の剪定を行い、明るく、歩きやすい園路、利用しやすい公園の維持に努めます。
- ・パークゴルフ場及び芝生広場は、利用者が快適に利用できるように定期的な芝刈りを行い、利用しやすい状態を保つように努めます。
- ・花壇には利用者に気持ちよく公園を利用してもらえるように花を植え、良い雰囲気公園づくりをします。(花いっぱい運動)
- ・特定外来生物の排除、駆除を行っていきます。
- ・野鳥の飛来に配慮し、特に大きい音の出る行為を監視、注意していきます。



パークゴルフ場（厚別山本公園）



定期的な芝刈り



### 【ビオトープ】

- ・厚別山本公園のコンセプトの要因のひとつである「多様な生態系を生み出す」ことを実現するための場としてビオトープを整備し、防風林、外周環境林、草地、湿地、開放水面からなる自然環境を創造します。
- ・厚別山本公園内において、最も自然度の高い空間を目指しますが、公園として整備する以上、人為的な維持管理は必要不可欠です。利用者の安心・安全や良好な景観を維持する等、「利用度と自然度のバランス」を意識して継続的な維持管理を行います。
- ・基本的な維持管理作業は「厚別山本公園ビオトープ維持管理計画書」に準じますが、予測が困難な自然環境を対象としていることから、継続的なモニタリングを行い、順応的な管理運営を行います。
- ・巡回や点検時に外来種が確認された場合は、速やかに対象の固体を除去します。
- ・導入種の生息生育環境を維持する為にコスト面の負担が大きい場合は、管理運営の持続可能な導入種の再検討を行います。

### 【大花壇】

- ・展望広場との接点に儲けた広場を中心に、園芸草花 (Horticultural Flowers)、野草草花 (Natural Flowers)、造成地に咲く草花 (Native Flowers) を整備し、広場に向かうほど園芸的な種を、広場から離れるほど野性的な種となるよう計画しています。
- ・園芸草花は、派手やかな種類を主として、来園者を高揚させ、小さな子供もがわかるような魅力ある花壇とします。
- ・野草草花は、一見控えめな花姿ですが、緑の野の中に楚々とした花々がみられる北海道らしさを感じさせる花壇とします。
- ・造成地に咲く草花は、造成後の荒地に根付き、花を咲かせる植物群で、経年の自然遷移を観察できる場所とします。

### 【展望広場】

- ・展望広場は、山本地区が湿地、農地、ゴミ処理場となり自然度が限りなくゼロに近づいた環境を厚別山本公園の整備により、未来に向かって向上させていくという考えのもと「0 (ゼロ)」をかたどった形で整備しています。
- ・展望広場を中心にして、大地から盛り上がる丘がみどり環境づくりの広がりを構築していくとともに、人の流れが「緑」「花」「遊び」のベクトルによって展望広場に集まり、さらに各施設へ広がっていくことをイメージしています。

## もみじ台緑地

もみじ台地区の外周を一回りしている緑地で、遊具や運動施設、陸上競技場・野球場・パークゴルフコース・テニスコートがそろっています。また、平成 19 年より新たな取組として、札幌市の公共公園で唯一のドッグランをオープンし現在に至っています。

- ・運動施設の整備・点検を定期的に行い利用者が快適に利用できる公園の管理運営を行います。
- ・地域住民との協働作業により公園内の美化運動を行います。
- ・高齢者、障がい者にもやさしい公園の管理運営に努めます。
- ・環境に配慮した公園の管理運営を推進します。

また、大径木の保全に努め、園路、散策路周辺の美化についても環境条件を把握した上で管理計画を立て、日常の観察を行っていきます。

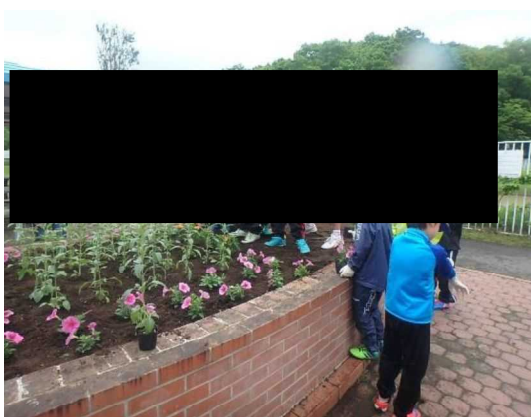
- ・**歩道に掛かる枝**、テニスコート周りにある**ヒバの下枝は整理し、明るく、歩きやすい園路**、利用しやすい休憩場所の維持に努めます。
- ・園路や花壇には利用者に気持ちよく公園を利用してもらえるように**花を植え、良い雰囲気**の公園づくりをします。(花いっぱい運動)
- ・野球場は利用者が快適に利用できるように**定期的な芝刈り**を行い、利用しやすい状態を保つように努めます。
- ・園路のひび割れ等については、公園管理者と協議の上、補修していきます。



園路の修繕箇所



園路の修繕後



花いっぱい運動

### 大谷地流通団地東側緑地

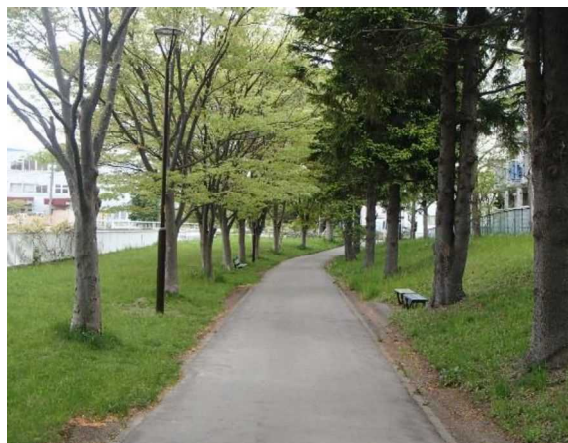
「わたしのあつべつ 100」に選定された当公園は、三里川に沿ってサクラやハルニレの木々が盛んに枝葉を広げていて、みどりのトンネルを抜けると休憩コーナーがあります。

- ・遊具の日常点検を行い子供たちが安全安心に遊べる環境を作り、地域に対しての防災活動に参加・協力します。
- ・運動施設の整備・点検を定期的に行い、利用者が快適に利用できる公園の管理運営を行い、地域住民との協働作業により公園内の美化運動を行います。

剪定木等の調査を行い園路散策に支障のないように努め（特に秋期の落葉清掃をこまめに行い）地域の憩いの場としての環境づくりを行います。

以下について重点的に行います。

- ・隣接している住宅があるため、落葉前に園路沿いの樹木を剪定し、枯葉清掃はこまめに行います。
- ・花壇には利用者に気持ちよく公園を利用してもらえるように花を植え、良い雰囲気のパークづくりをします。（花いっぱい運動）



落葉前の樹木剪定と枯葉清掃



花いっぱい運動



藤棚の剪定

## 青葉中央公園

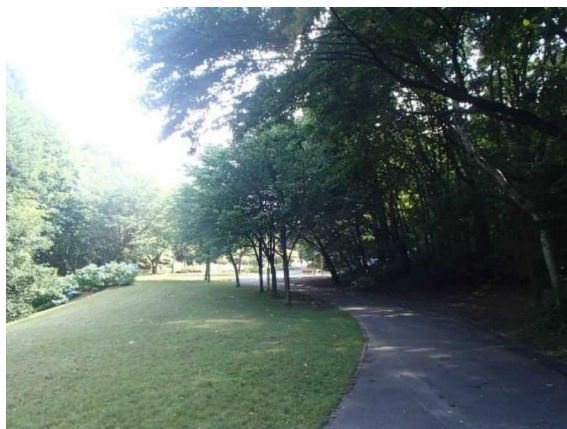
自然の地形をそのまま生かして造られた青葉中央公園は、カッコウやヒバリ、クマガラ等の野鳥が飛来するばかりでなく、沢沿いにはミズバショウの群落を見ることができます。園路から車椅子も通れる木道が整備され、ミズバショウ群生地に気楽に行くことができます。

公園内には、自然とふれあう散策路やテニスコート、運動広場、野外ステージ等のほかに子供たちに人気のあるウォータースライダーが設けられ、住宅街の緑のオアシスとなっています。

- ・散策路の整備を行い、利用者が快適に歩行できる環境を整え、地域住民の植物への理解を深める場として講習会、イベント等を開催します。
- ・遊具の日常点検、遊水路の監視を適切に行い、子供たちが安全安心に遊べる環境を作り、子供たちへの環境教育の場を提供します。

大径木等、樹木の管理、パークゴルフ場の芝生の管理についても環境条件を把握した上で管理計画を立て、日常の観察・施肥・水管理・補植作業等十分な配慮を行っていきます。以下について重点的に行います。

- ・生垣、大径木の剪定を行い、明るく、歩きやすい園路、利用しやすい公園の維持に努めます。
- ・花壇には利用者に気持ちよく公園を利用してもらえるように**花を植え、良い雰囲気**の公園づくりをします。(花いっぱい運動)
- ・グラウンドは利用者が快適に利用できるように**定期的な芝刈り**を行い、利用しやすい状態を保つように努めます。



定期的な芝刈り



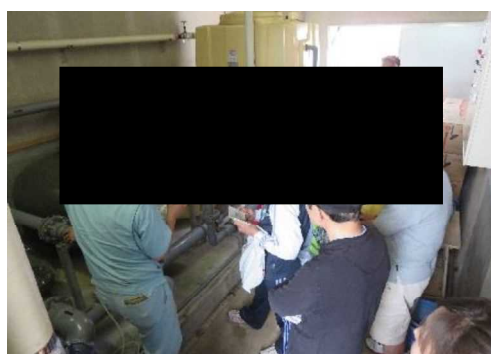
花いっぱい運動



## 施設の維持及び管理

施設管理の目的は、施設の機能を十分に発揮させ、安全快適に利用してもらうことです。そのためには、経年劣化の状況を捉え予測し、破損を未然に防止します。劣化損傷したものは補修して、安全確保、良好な衛生の維持、耐力の復元、機能の回復、美観の向上を図ります。また、設備、機器が正常に機能するよう運転・調整を行い、正常に機能しているかどうか測定し、記録するといった作業を適正に実施します。

- ・給水設備、高圧受電設備等の機械施設、電気施設については、定期点検または随時必要な保守・点検を行い、法定点検を専門業者と協力して実施します。
- ・風の強い日は周辺への砂塵の飛散抑制対策として適宜散水します。
- ・駐車場については、開放・閉鎖の表示を行い、円滑に利用できるようにします。
- ・現在使用の管理マニュアルを改善しながら、スタッフに周知徹底を図り、作業の品質にばらつきが生じないように活用します。



電気施設、機械施設点検講習

## ライフサイクルコストの縮減

施設毎の耐用年数やこれまでの修繕記録や利用頻度に応じた修繕計画を作成し、破損・故障を未然に防ぎ、施設の長寿命化を図ります。点検により処置が必要と判断された場合に、処置後のライフサイクルコストを見直ししながら、撤去・更新も含めて検討し、長期的に最も安価で安全な方策を処置します。早期発見により処置を最小限とするために、巡視と点検によってこまやかに対応します。

## 公園施設・設備等の破損・老朽化

公園施設・設備等が破損、老朽化した場合の修繕方法（20万円以上[消費税及び地方消費税含む]）については、公園管理者と速やかに協議し、対応策を検討します。

## 類似事例の反映

コミュニケーションシートやヒヤリハット報告書、類似施設での破損、修繕記録を他の指定管理と共有します。

国、道、公園管理者からの通知や、インターネット上の情報、報道等による類似施設での事故事例を収集しスタッフに周知しています。

### **美観の維持と向上**

利用者数や気候条件によりゴミ、汚れ、落ち葉量は変動しますが、清掃作業における標準的な業務体制や実施回数等の年間計画を作成し、状況の変化に柔軟にかつ効率的に対応して清潔と美観の維持・向上に努めます。

清掃作業時においては、樹木や施設等を損傷させることのないよう注意し、分別・収集では適正に処理します。

### **経費削減のための工夫**

平成 29 年より管理事務所が建て替えとなり、光熱水費、委託費等で変動がありましたが、人感センサーによる照明の設置により、光熱費の節約につながっています。

### **ISO14001 の活用**

管理運営において、ISO14001 に基づく環境影響の側面から、PDCA サイクルにより継続的かつ効果的に業務処理方法や今後も経費節減にを図った取組みを継続して行きます。

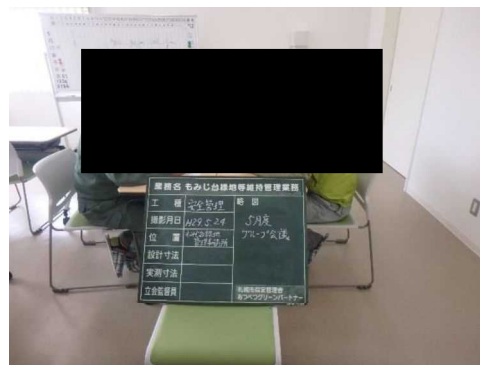
### **セキュリティ**

機械警備装置を設置することでセキュリティを強化しており、24 時間体制で外部からの不法侵入を抑止し、防いでいます。

### 安全対策の具体的な提案

グループでは、公園が利用者にとって常に安全に利用できる施設であることを目指して管理運営を実施し、年度始めに安全管理計画を立てます。

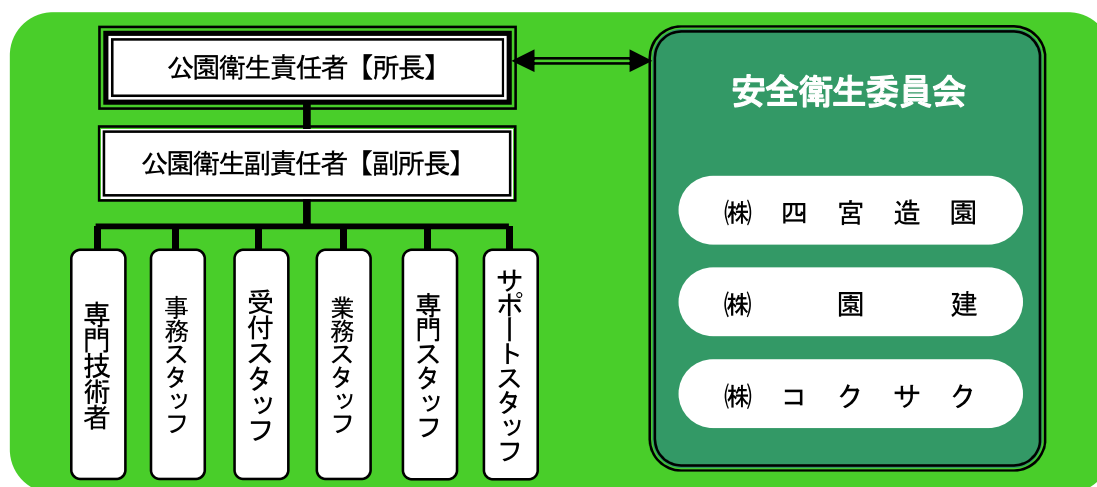
具体的な安全対策として、**危険な箇所を安全チェックリストにて事前に把握**し、スタッフに周知し、巡回時や作業時における安全管理を実践します。



安全衛生委員会による安全パトロール、ミーティング活動  
巡回により危険や異常箇所をいち早く発見し、対処します。

### 安全管理計画

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
安全大会	○											
安全パトロール		○	○	○	○	○	○	○				
安全結果検討会								○			○	



## 公園施設の安全対策

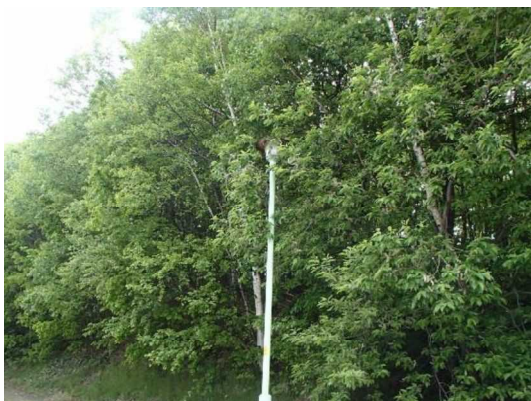
公園ではたくさんの人々が施設を利用していることから、子供や高齢者への安全に対する配慮は重要であると考えています。

常に巡視・点検を行い、破損個所の小規模な修繕又は交換、補充を適切に行います。秩序の維持、衛生的環境の確保、火災、盗難等事故・事件の予防等の施設の管理運営を行います。

施設全般については、融雪直後に下記の項目について重視点検を行います。

遊具施設については目視のほか、遊具の各部分に力を加えて揺らす等して安全を確認します。異常が認められた場合は、即時事故の発生・拡大等防止のため使用禁止等の応急的措置を行ったうえで、修繕または交換等の措置を行います。

カラスやスズメバチ等が利用者に危害を加える恐れがある場合は、適切な方法で撤去・駆除・措置します。また、注意看板を設置の上、使用禁止・立入禁止等の措置を利用者に周知し早急に対処します。



安全性に配慮した公園内の明るさ確保のために、照明等を阻害している樹木を剪定



巡回により危険や異常個所をいち早く発見し、対処します。

## 日常の巡回による危険箇所の発見と処置(動植物)

		対 象	処 置
樹木	低 木	折れ枝・枯枝・徒長した枝	刈込・整枝
	高 木	下枝・折れ枝・枯死樹木・周辺街路樹	適時剪定・整枝
		隣接地に徒長した枝・越境した根	伐採・抜根処理
		腐植空洞	定期的な調査(樹木医)
鳥獣対策		カラスの巣づくりの調査、鳥・蜂の巣等の撤去	



### 日常の巡回による危険箇所の発見と処置(各種施設)

対 象	処 置
広 場	障害となる石・瓦礫・ゴミ・枯れ草等の清掃除去 不陸、陥没穴、築山等崩れの整正
公園の汚損状態	清掃の必要性の確認
柵類、休憩施設	破損の状態等
照明灯	破損の状態、不点状況等
給水・排水施設	破損の状態、漏水・詰まりの状況等
その他	不具合の早期発見・対処

特に子供にとって、遊具やウォータースライダーは魅力的な遊び場で、使い方や遊び方も様々であり、大人の想像を超えた遊び方をします。

各公園の地元地域には、学校も近隣に多数あり、子供の利用が多く見込まれることから、**遊具、ウォータースライダーの施設の安全が第一**と考えます。

- ・安全確保を図った電気施設、機械施設の点検のほか、冬期間については、各施設が積雪により破損することのないように、雪落しを行い、各施設からの落雪、落氷により利用者に危害を及ぼさないように注意看板等で利用者に注意を促します。



ウォータースライダー  
横断防止のコーンバー



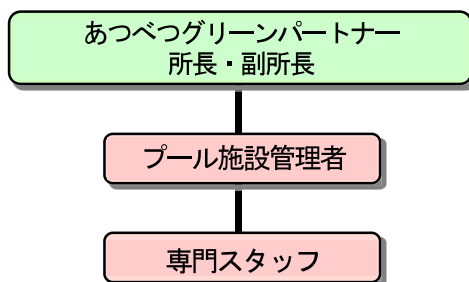
プールの水質確認

## ウォータースライダー

### 安全・安心な場の提供

ウォータースライダーに関して、安全・安心を優先事項として考え、不測の事故・怪我等起きないように監視・点検を充実させ、衛生面で不備のない環境を整えます。

事故・怪我等が発生した場合には、応急処置を施せるよう救急設備の配備や監視員教育を徹底します。



### ※安全対策

ウォータースライダーについては、安全管理及び水質管理に留意し、プールの安全管理については、プールの安全標準指針（平成 19 年 3 月 文部科学省及び国土交通省）に基づいて、安全対策を行います。

### 管理体制の整備

適切かつ円滑な安全管理を行うために管理体制を明確にし、特にプールの安全利用に留意します。

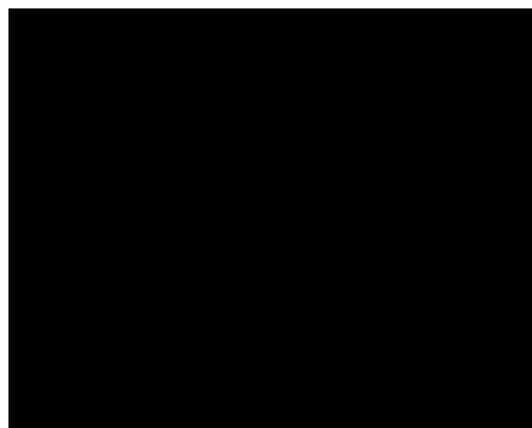
また、業務内容を「管理マニュアル」として整備し、安全管理に携わる全ての従事者に周知徹底を図ります。

- ・グループは適切かつ円滑な安全管理のために、所長、衛生管理者、監視員からなる管理体制を整えています。
- ・プール使用期間前の点検作業に立ち会い、使用期間中の業務の履行状況の検査等の管理業務が適正に行われているか確認・監督します。
- ・プール・遊水路等の水質点検や利用者への遊び方指導は各スタッフで日常的に行い、スタッフは「管理マニュアル」を基に安全対策に努めます。

### 監視員

プール利用者が安全に利用できるよう、プール利用者の監視及び指導等を行うとともに、事故等の発生時における救助活動を行います。

(P42 に記載しています)



普通救命講習(AED講習)

## 施設

対 象	安全対策	内 容
遊具	日常点検	<ul style="list-style-type: none"> <li>・遊具の日常点検マニュアル「(一社) 日本公園施設業協会」を基に触診を行い、点検表を作成</li> <li>・破損の状態（目視、揺動による確認）</li> </ul>
	定期点検	・専門業者による定期点検の実施（年2回）
ウォーター スライダー	監視	・普通救命講習及び教育受講者を配置し、監視に努め、施設巡回時に安全チェックを実施
	管理基準	・管理マニュアルを作成し安全対策を実施
	日常点検	・原則的に厚生労働省健康局通知の「遊泳用の衛生基準について」に準じる（ <b>給排水口のボルト等安全確認</b> ）
	定期点検	・専門業者による水質検査（2回/年）
砂場	日常点検	・日々のゴミ（ガラス、動物の糞、一般ゴミ等）の除去、撤去
	定期点検	・砂場の状況確認を行い必要時には砂の交換
公園便所	日常点検	・施設の点検及び床面と便器等の衛生機器の洗浄清掃
	管理基準	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「公園便所清掃作業要領」に準じて作業</li> <li>・「公園便所維持管理要領」に準じて作業</li> </ul>

### ※法律の定めるところの保守点検

建築物、建築設備、電気設備、機械設備及び消防設備等については、建築基準法、電気事業法及び消防法等の法律の定めによる保守点検を適宜行います。照明灯の球切れについては、速やかに交換します。

#### <主要な法定点検の一覧>

施設	関連法令	点検頻度	点検項目
消防設備	消防法 (第17条の3の3)	年2回	消防設備の機能点検
浄化槽	浄化槽法	初回1回 年1回	7条検査 11条検査：機能検査

## ※遊具安全対策

公園内には設置後数十年経過している遊具もあり、利用者の安全確保を重要視し、現在は緊急修繕、及び一部撤去、遊具の塗装塗替え等を行っております。

利用者に安全に利用してもらうため、日常点検による修繕箇所の確定を行い、年度計画を作成して維持管理を行っております。

遊具の健全な状態の維持継続を図り、機能障害を早期発見し、予防するために「安全性の確保」「機能の保持」「美観、形姿の維持」等に配慮して、日常点検と定期点検を行っております。

定期点検（5月、7月年2回）において、公園内の遊戯施設、修景施設等を目視、触診して安全確認しております。

定期点検実施には、（一社）日本公園施設業協会認定の公園施設点検管理士、または、公園施設製品安全管理士が担当して2名1班で行っております。

危険箇所を発見、想定できる場合は、公園管理者と協議した上で、可能であれば取外し、注意看板を設置する等の処置を行います。

点検終了後、点検報告書（写真ファイルにて）、調査書（公園名、品名、数量、ランク別を記入して）、公園管理者に提出し協議します。

点検報告書及び調査書に基づきランク付けをし、修繕概要項目、鋼製、木製、FRP類、樹脂類、モルタル、ロープ、基礎工、撤去工、新設工に分けて修繕計画を立て、

**① 撤去 → ② 一般修繕 → ③ 塗装 → ④ 保安設備** の順に行います。

- ・破損して危険な遊具は、公園管理者と協議して撤去します。
- ・遊具点検によるランク付けを行い、判定ランクは、公園管理者と同じ4段階（A、B、C、D）とし、点検結果（電子データ）を公園管理者に提出します。
- ・修繕により安全利用の可能な施設においては、ランク付けに基づいた修繕計画を立てます。
- ・塗装塗替えの計画もランク付けにより年度計画を作成します。
- ・都市公園における遊具の安全に関する指針（改訂第2版 平成26年6月国土交通省）及び遊具の安全に関する規準（平成26年6月（一社）日本公園施設業協会）に基づいて、適切な措置を講ずるとともに、安全管理を徹底していきます。



遊具の日常点検・定期点検

## 園地広場等

- ・落葉時期は、舗装園路や施設周辺を中心に日常的に清掃を行います。
- ・日常的に園地及び施設の巡回点検、清掃（ごみ拾い等）を行います。
- ・植え込み地等の除草を随時行います。
- ・低木の刈り込みを定期的に行います。
- ・枯損植物、枯れ枝、支障枝は除去します。
- ・病虫害の発生状況の点検及び初期防除に留意し、やむを得ず農薬を散布する場合は、国の通知（平成25年4月26日 農林水産省消費・安全局長及び環境省水・大気環境局長通知「住宅地等における農薬使用について」）に基づき、周囲への飛散により利用者及び散布者の健康被害を及ぼすことのないように最大限配慮します。
- ・電気機械施設の故障等については、公園管理者に報告します。
- ・各種サイン、案内板等の板面清掃を定期的に行います。
- ・風の強い日は、周辺への砂塵の飛散抑制対策として適宜散水します。
- ・ベンチ、テーブル、手すりの清掃を随時行います。

## 管理作業における安全対策

管理作業の際は、作業表示板を用いて作業区域の立ち入りの制限を実施します。

また、日常の施設管理作業時には、作業中であることを告知し、利用者へ注意を促し、公園内で管理車両を走行させる場合は、黄色回転灯を点滅させます。

作業員自身の安全対策も確実に行います。

## 植物管理

植物の特性にあった年間作業計画を作成し、常に良好な状態を維持します。

また、各植栽地の管理に当たっては、来園者の利用と安全を確保しつつ、病虫害防除や施肥の実施、花木等は開花期や剪定時期に注意する等、最も適切な時期や方法を選び管理します。防草剤は使用不可とします。

## 樹木管理

- ・必要に応じ、整枝・剪定を行います。
- ・枯れ枝、危険木については、常に観察を行い、危険がないように適宜処理します。
- ・支柱については、必要のないものは適宜撤去し、必要なものは補修します。
- ・施肥は、必要に応じて適宜行います。
- ・防除作業は必要最小限に止め、利用者、散布者に影響のないように留意します。
- ・降雪に備え、低木、針葉樹等必要なものには適宜冬囲いを行います。
- ・冬期間については、枝からの落雪により利用者に危害が及ばないように、適宜雪落しを行います。

## 芝生・草地管理

芝生管理は一定の広がりをもつ芝草で構成された植栽空間を維持するものであり、草丈の抑制、雑草の除草及び芝草の健全な育成を図るために、芝刈、施肥、除草、病虫害防除、目土掛け等の作業を実施します。

公園緑地の芝生空間は、野球場、ピクニックや遊戯に利用される芝生広場、法面等において土砂の流亡や飛砂を防ぐことを目的として整備された芝生等、その果たす役割や機能は多様であり、前述の各作業の必要性、頻度、内容等は、おのおのの芝生の機能を達成させる視点から維持管理していきます。

- ・芝刈り・草刈りは、それぞれの区域に応じて適宜行い、利用に支障のない状態に管理します。
- ・施肥、目土、散水、エアレーション等の作業は、仕様書に準じて行います。
- ・芝生用肥料は、効果の持続性の高い材料を使用することで作業効率化と経費節減を行います。
- ・花壇・プランター管理は、地拵えや球根、種、苗の植付け、灌水、花がら摘み、施肥、病虫害防除、除草等を適宜行いますが、除草剤は原則として使用しません。  
やむを得ず使用する場合は、使用目的、範囲等を示して、公園管理者の許可を得ます。
- ・芝生の剥げている箇所は種子散布、目土補充、張り替え用芝生の育成により、速やかに補修できる体制づくりを行っています。



補修用芝生の養生

良好な芝生地を維持するためには、芝刈りは欠かすことができない重要な管理作業の一つであり、芝刈りの目的は以下が考えられます。

- ・芝生広場の面を平滑にし、草丈を低くすることで美観を高めます。
- ・芝生の分けつを促進し、ターフを密生させます。
- ・利用、修景目的に応じた芝生の刈込高を維持します。
- ・通風、日射を確保し、健全な生育を促します。
- ・雑草を消滅させたり、雑草の侵入を防ぐ等、除草効果を高めます。
- ・樹林地と連続する草地では、生物多様性確保を考慮して刈高を高くします。



### 樹木等植物の育成管理

公園における樹木管理の基本は、当初の植栽計画を十分把握した上で、樹木本来の役割、機能を十分発揮するように、健全に育成し維持します。樹木管理は、周辺環境との調和を図った景観形成を考慮しながら、樹木の生長や生態的遷移に伴って刻々変化する状況に合わせて実施します。

また、4 公園は地域住民の生活環境と密接な関係にあることから、地元地域の理解、特に、地域住民の理解を得ながら調和の取れた自然共生型の育成管理を行います。

以下の植物の 4 つの特性をふまえて、植物の生理、生態的特徴を十分に理解して、健全な育成を図る管理をしていきます。



枝剪定後

①生物として生命活動を行う自然性	②成長、繁殖を続けていく永続性
③形態が多様に変化していくことによる周辺との調和性	④個体ごとに異なる個性美を持つ

管理手法、作業にあたっては所長以下、スタッフによる協議の上で決定します。その際、樹木医、有識者等の意見も取り入れつつ、毎年調査計画を独自に実施しながら適正な作業を実行します。具体的な作業内容は以下の通りです。

### 剪定、刈込、枯れ枝、危険木

剪定は、植栽目的と整合を図りながら、大胆かつ要領を得た作業が求められており、美観上、実用上、生理上、安全上の目的から行います。

枯れ枝、危険木については、常に観察を行い、危険がないように適宜処理します。

#### 【美観上の目的】

貴重木や景観木等単独の樹木そのものの美観を保持する剪定と、組合せ植栽において、樹木間のバランスを維持するために剪定を行います。

#### 【実用上の目的】

防災、防風あるいは景観、遮蔽等複数の機能、目的を兼ねている場合が多く、剪定にあたっては、これらの目的を認識した上で作業する必要があります。

#### 【生理上の目的】

枝葉が繁茂しすぎると通風、日照等が阻害され、病虫害や枯損枝、台風や雪による枝折れ、倒木等が発生しやすく、剪定により徒長枝、こみ枝を間引き、通風、採光をよくしてこれら病虫害を予防します。

#### 【安全上の目的】

交通安全の観点から、視認性確保を目的とした剪定を行います。

### パークゴルフ場

日常的に開場前に行う作業として、施設の点検及び清掃等を行います。

定期的に行う作業として、芝生補修、排水施設泥上げ、ホールカップ周り補修、防球ネット補修等を行います。

### パークゴルフ場コース内の維持管理(もみじ台緑地)

もみじ台緑地の3箇所のパークゴルフ場にはそれぞれ同好会が組織されており、公園管理者が実施する回数を越えた草刈を行っており、更に芝生の維持作業(施肥、灌水、補修)、利用調整等を行っています。同好会での維持作業に必要な肥料、土、生芝等については適宜必要数量を支給します。

仮設トイレについては、期間中は野津幌川緑地コースには2基設置し、その清掃を行います。

3箇所のパークゴルフ場の芝生維持のため、必要に応じて春先の施肥、終了後の目土等を行います。

### パークゴルフ場コース内の維持管理(厚別山本公園)

厚別山本公園のパークゴルフ場は札幌市の公園において、全市的な大会の開催が可能な規模として、山口緑地に並ぶ規模で整備されています。

公園の利用の促進のためにも、日本パークゴルフ教会の公認コースとすることを想定していることから、必要な人員や備品の整備等を行い、公認コースとして維持していきます。当初の申請は公園管理者により行う予定となっています。

新規公園の厚別山本公園のパークゴルフ場では、芝生の根張りがまだ浅く踏圧によるダメージを受けやすいことが危惧されるため、十分な灌水と適切な施肥を行います。

草刈機作業中に利用者が近くを通る場合は、利用者が離れることを確認するまで作業を一時停止するとともに、作業実施前には小石等の飛散する危険性のある物を除去し、安全確保を徹底します。

利用者が少ない時間帯や曜日に作業することを基本としますが、天候の状況によって草丈の伸長が著しい場合は臨時に草刈作業を追加します。

厚別山本公園のパークゴルフ場内の樹木はまだ新しいため、外傷によるダメージが大きいと考えられることから、パークゴルフの打球の衝突から樹木を守るために、樹木の幹を保護シート等で保護します。

**仮設トイレについては、厚別山本公園には2基設置し、その清掃を行います。**



## **間伐**

公園緑地内の樹林の場合には、健全な樹林を育成する上で、樹林密度を調整するため間伐を必要に応じて行います。

## **支柱取替え**

支柱は、樹木の根が十分に張っていないとき、強風等により新しく張り出した根が切断される被害が予想される場合にこれを防ぐ目的で行っていきます。

また、必要のない支柱は適宜撤去し、必要なものは補修します。

## **冬囲い、雪落とし**

雪の荷重による幹折れ、枝折れ等の冠雪害や、降雪により樹木が埋没した場合、積雪圧から起こる雪圧害等の被害も多いことから、雪害から樹木を守るため、低木、針葉樹等必要なものには適宜雪吊り、冬囲いを行います。

また、樹木を保護する目的と、利用者の安全確保のため、適宜雪落としを行います。

## **灌水**

灌水は、水分吸収と蒸散のバランスが崩れたときに行うものであり、夏期の日照りの続いたときだけでなく、人工地盤等乾燥しやすい条件の場所に植えられた樹木等にも必要な作業となります。

## **ミズバショウ**

春に咲くミズバショウの群生地では、花を楽しめるように再整備された木道を管理しています。

## **希少な植物の保全と特定外来生物の駆除**

外来生物法において「特定外来種」に指定されているオオハンゴンソウやオオキンケイギク、オオフサモは駆除対象であることに十分留意し、希少な生物の保全と合わせて外来生物に関する知識や情報を委託業者にも周知します。

## **動物類に係る取組**

野生生物の生息環境の保全を基本としますが、植物同様に外来生物法において「特定外来種」に指定されている種が確認された場合は、公園管理者に報告した上で対処します。

野鳥への給餌活動については、野鳥本来の生活力を減退させる恐れがあることや衛生面の心配を危惧する利用者もいることから、給餌している利用者がいた場合は、中止してもらえるように啓発活動を行います。

### **昆虫類に係る取組**

昆虫については生物多様性確保の上で不可欠な存在ですが、管理運営上の「害虫」になりえます。セイヨウオオマルハナバチといった「特定外来種」指定の昆虫類は対処しますが、悪影響のない昆虫については保全を基本とします。地域固有の希少な種類が確認された場合は、その生息環境の保全に努めます。

現在、青葉中央公園の管理棟にてボランティア団体との連携によるホタルの観察会を開催して、親しみやすい昆虫とのふれあいの場を提供しており、世代を超えて多くの利用者に楽しまれています。今後は、ホタルを園内の池に放して観察していくことを計画しています。

### **自然環境(ビオトープ・大花壇)に係る取組**

厚別山本公園のビオトープエリアについては、池、湿地、草地、樹林地で形成されており、それらの適切な維持管理が必要となります。今後の良好な自然環境の育成を目指し、平成 29 年度に札幌市により「厚別山本公園ビオトープ維持管理計画書」を策定しており、これに基づき適切な維持管理に努めます。

- ・ビオトープエリアについては、策定されている「厚別山本公園ビオトープ維持管理計画書」に基づいた自然環境の点検、維持管理、育成等を行います。
- ・大花壇エリアについては、本仕様に基づいて維持管理を行うことを基本とするが、良好な景観を維持するために必要な作業を行います。
- ・自然環境の維持管理については、不確定要素を多く含むため、計画外の作業が必要になった場合も柔軟に対応します。
- ・ビオトープ、大花壇等は、多くの市民が関心を抱いていることから、市民と協働での維持管理等も検討します。
- ・厚別山本公園の周辺は、山本川や処理場用地の調整池等の水辺も存在しており、この周辺環境を意識して適切な環境保全に努めます。
- ・厚別山本公園のコンセプト（P68 に記載）等に沿った維持管理を行います。

## 公園便所

**管理する便所については、「公園便所清掃作業要領」「公園便所維持管理要領」**に基づき日常的に施設の点検及び床面と便器等の衛生機器の洗浄清掃を行います。

また、スタッフが4月～11月までは週3回、12月から翌年3月までは週2回の清掃を行います。

現在、もみじ台緑地の野津幌川緑地パークゴルフ場に**仮設トイレを2棟設置**していますが、利用者から好評を得ていることから引き続き設置します。加えて、厚別山本公園のパークゴルフ場においても**仮設トイレを2棟設置**する予定です。

日常清掃時にトイレの破損・設備の状況を確認し、適宜汲み取り業務を依頼します。

また、仮設トイレにはラティスの柵を設置し景観に配慮しています。

- ・ **日常点検**：清掃時に破損状況、給排水・電気設備の点検、衛生状態の点検を行います。



ラティスの設置

## 清掃

園路、広場の清掃のほか、各種サイン、案内板等の板面清掃を定期的に行い、ベンチ、テーブル、手すりの清掃を随時行います。

利用者の動向、塵芥の発生量に即応して適切な措置を取り、塵芥は缶、ビン等種類ごとに定められた処理方法にしたがって、適切に処理し清潔に保ちます。

公園内から発生したごみは、分別収集して処分します。

一般ごみ（可燃ごみ）及び資源ごみ（ビン、缶、ペットボトル等）については、それぞれの回収日と再利用を行っている処理業者が処分します。

揮発性有機化合物を含むワックス、芳香剤・消臭剤等の薬剤や日用品は原則として使用しません。

## 日常清掃

- ・ 開館日に定期的に清掃を行い、消耗品の交換を行います。
- ・ 開館前に清掃を行います。

床の状態については、以下の通りとします。

- ・ ゴミ、埃、綿ゴミ、紙くず、ガムが無く、水やその他の液体がこぼれていない。
- ・ 埃取りマットに、こびりついた埃、土、シミ等がない。

カーペット素材等については、以下の通りとします。

- ・ シミ、汚れ跡がない。
- ・ 縮み、色落ちが無く、均等な見栄えである。

その他ハード素材については、以下の通りとします。

- ・ 研磨剤その他が、通路や各室内、それぞれの端や隅に残されていない。
- ・ 研磨機による傷がついておらず、全体が同質の光沢である。

壁、天井の状態については、以下の通りとします。

- ・埃、チリ、糸くず、落書き、クモの巣等がない。
- ・ポスターの貼付け、備品や機材の設置等による跡がついていない。

窓、ドアの状態については、以下の通りとします。

- ・外部、内部のガラスの表面に拭き取り後の縞、汚れ等がない。
- ・ドア枠やレール等はチリ・砂・ゴミが無くきれいで、テープの跡やシミ等がない。

その他の施設環境については、以下の通りとします。

- ・各室、通路は片付いており、非常口・非常ドアの利用が妨げられていない。
- ・不快な臭いがしない。

### **計画清掃**

- ・計画清掃は、清掃計画に基づき、休館日に実施します。
- ・清掃計画については、公園管理者の承認を得ます。
- ・床は年 2 回以上実施します。また、材質に応じて適切に洗浄、ワックス等塗布等を行います。
- ・照明器具、換気扇、レンジフード、空気清浄器等は年 4 回以上実施します。
- ・電化製品は年 6 回以上実施します。また、内部に埃、塵、カビ、油汚れ、水垢がついていないか確認します。

### **廃棄物収集処理**

- ・廃棄物により施設の利用環境、近隣住民の生活環境が悪化しないよう配慮します。
- ・紙くず、ビン、缶、ペットボトル、生ゴミ等の事業系一般廃棄物は、分別・収集し、所定のごみ集積場に運搬・集積し、公園管理者指定の方法により処理します。
- ・収集ゴミを集積場所に保管する際には、分別整理、整頓を行います。
- ・集積場所はゴミが散乱していたり、悪臭、ねずみや病害虫が発生しないよう配慮します。
- ・産業廃棄物については、法律に従って適切に保管・廃棄します。
- ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律、札幌市廃棄物の減量及び処理に関する条例及び同条例施行規則、その他の関係法令を遵守します。

## 管理事務所

管理事務所は維持管理の拠点であり、また、地域住民との協働の拠点として利用者へのサービス提供及び情報発信を行います。

スタッフが毎日清掃を行い、機械警備については専門業者に委託し、火災や不法侵入等に備えます。

厚別山本公園の管理事務所は、平成 34 年度頃に整備予定であるため、管理運営期間内はパークゴルフ受付棟を管理事務所とし、業務を行います。

業務の内容は、パークゴルフの受付のほか、施設案内、来園者対応、苦情・要望対応、清掃（日常・定期）、施設の開閉等とします。

また、施設の案内、来園者対応については、公園利用者の利便性向上のため、公園利用者に対して公園施設や見どころの紹介、障がい者に対しては、障がいの程度にあわせたルート紹介、問い合わせ（公園概要、落し物、バス時刻、公園利用時間等）に対する対応を行います。

ゴミや埃、汚れ等がないように、消耗品が欠落しないように常に施設を清潔かつ正常に維持します。状況に応じて日常清掃と定期清掃を組み合わせ実施します。

厚別山本公園の隣接エリアで行われる造成工事の情報提供について協力していきます。

## 冬の管理事務所の利用

冬期の各講習会を開催致します。

(P123、P137 に記載しています)

## 開所時間

- ・原則として8時45分から17時15分とします。
- ・ただし、公園施設の使用時間等を考慮の上、延長することも検討します。

## 業務内容

- ・有料公園施設の受付
- ・利用促進活動
- ・地域住民やボランティア団体等との協働事業の推進
- ・自主事業の推進
- ・都市公園に関する要望及び苦情の処理
- ・事故時、緊急時の対応
- ・災害対応及び応急措置
- ・法第6条及び条例第3条に係る許可についての公園管理者との連絡及び調整

## 備品管理

公園管理者が備え付ける備品（事務機器及び鍵を含む）は、「札幌市が貸与する車両及び物品」として扱い、台帳による適正な管理を行います。

備品は利用者に対し支障のないように所要の機能を発揮する状態を維持し、常に保守点検・清掃を行い、不具合の生じた備品は修繕を行います。

利用者等から備品に関する不具合の連絡を受けた場合、速やかに現状を確認し、修理、説明、代用品の確保、原因の確認等、必要に応じた対応を行います。

特記仕様書に記載する備品は、毎年度全件が対象となるよう計画を立て、その有無及び状態を点検します。

また、施設の管理運営にあたっては、指定管理者と公園管理者とは備付けの備品及び公園管理者が貸し出す施設の鍵について物品仕様貸借契約を締結するものとします。

なお、備品の加除があった場合は、公園管理者及び指定管理者の双方合意のもとに、維持管理業務特記仕様書で定める備品台帳の加除欄へ内容を記入し、備品管理に努め、協定改定は不要とします。

## 施設管理

- ・情報が記載されている書類は施錠して収納します。
- ・使用するパソコンはパスワードで安全に管理します。
- ・事務所の施錠はチェックリストで管理確認を行います。

## 花壇及び落葉ステーション管理

地元住民団体による花壇管理が行われていますが、青葉まちづくりセンターと連携し、落葉ステーションの管理・運営については、公園管理者、青葉まちづくりセンター等と協議し適切に行います。

## 倉庫

公園内の倉庫については、公園管理者、青葉まちづくりセンター、指定管理者の3者で管理用資材等を保管しています。管理事務所は使用していません。

## 駐車場

駐車場の管理にあたっては、利用者が混乱しないように開放・閉鎖の表示を行い、円滑な利用の確保に努めます。

- ・ **日常管理**：設備は毎日点検を行い、保守に努めます。
- ・ **開場時間**
  - ・ 厚別山本公園は、7時～19時。
  - ・ もみじ台緑地は、第1・3駐車場は適宜開場。  
第2駐車場は8時～17時。  
第4駐車場は常時開場。
  - ・ 大谷地流通団地東側緑地は、常時開場。
  - ・ 青葉中央公園は、7時～20時。

### テニスコート

日常的に開場前に行う作業として、施設の点検及び清掃等を行います。

定期的に行う作業として、排水施設泥上げ、コート砂の補充及び敷き均し等を行います。

### 野球場

日常的に開場前に行う作業として、施設の点検及び清掃等を行います。

整地、ライン引き、砂散布、外野散水（夏期芝生生育期）等を必要に応じて行います。

### テニスコート・野球場

対象	安全対策の内容
グラウンド	・巡回時、目視・触診を行い早期発見、処理 ・特に陥没穴の確認

### ネット・フェンス等

対象	安全対策の内容
ネット フェンス	・修理・交換・応急処置の実施

### 砂場

特に安全管理及び衛生管理を徹底します。

### 木柵

- ・定期点検：毎週1回目視・触診を行い、ぐらつきがないか点検します。
- ・点検時に不具合を発見した際には、直ちに修繕を行います。

### 集水桝・側溝

- ・定期点検：巡回時に集水桝・側溝の点検を行います。
- ・台風等により大雨が予想される場合に事前に側溝や桝等を重点的に点検し、障害物の除去を行います。



側溝補修中の安全措置

### 電気設備

- ・照明設備は巡回点検を行います。
- ・点灯異常は速やかに点検・清掃・措置を行い、日常の監視により不具合を発見した際には、直ちに修繕を行います。

### **処理場関連施設(厚別山本公園)**

公園内に存在する処理場関連施設については、管理運営の管理対象施設に含みませんが下記事項に留意します。

#### **ア ガス抜き管(厚別山本公園)**

埋設廃棄物から発生するガスを大気中に放出するために、公園内にガス抜き管が数基設置され、処理場管理者によるガス濃度測定が定期的に行われる予定です。処理場管理者による測定に協力するとともに、損傷等を与えないよう留意します。

#### **イ 集水槽、圧送ポンプ、圧送管(厚別山本公園)**

土えん堤内部に溜まった汚水を排出するため、公園内に集水槽及び圧送ポンプが数基と、汚水を処理施設まで圧送するための圧送管が設置されています。処理場管理者による定期的な点検が行われる予定であるため、点検の際に協力します。

#### **ウ 土えん堤(厚別山本公園)**

廃棄物を埋設するため、公園敷地は土えん堤と呼ばれる盛土上に造成されています。土えん堤は処理場としての機能を維持するために必要な構造物であるため、維持管理にあたって損傷を与えないよう留意します。

土えん堤の維持のために必要な緊急の対応については、公園管理者と協議し対応を検討します。

#### **エ 検量所及び隣接処理場(厚別山本公園)**

厚別山本公園に隣接して、稼働中の処理場があり、公園北側には隣接処理場への廃棄物及び土砂の計量を行う検量所があるため、今後も継続して大型車両が通行する予定です。

#### **オ 管理用通路(厚別山本公園)**

公園の外周には、処理場管理のために必要な管理用通路が整備され、公園メインゲート付近で利用者との動線が交錯するため、留意します。

また、公園利用者が管理用通路へ立ち入らないようにするため、交錯部には門扉が整理され、処理場管理者の通行時以外は施錠されています。当該門扉については、処理場管理により開閉が行われますが、浄化槽や井戸ポンプ庫へアクセスのため公園管理者が通行する際には処理場に連絡の上、利用します。

#### **カ 浄化槽(厚別山本公園)**

市街地調整区域内に造成される公園のため、トイレ等から発生する汚水については、えん堤下部に設けた浄化槽により処理し、山本川へ放流します。

浄化槽については定期的な点検が必要となり、管理運営において点検・清掃等の維持管理を行います。また、期首・期末に浄化槽の稼働と停止を行います。



#### キ 井戸ポンプ庫(厚別山本公園)

公園内の散水用途、及びビオトープ内の池への給水源として、えん堤下部に井戸及び井戸ポンプ庫が整備されています。井戸ポンプでくみ上げた井戸水は受水槽に供給され、圧送ポンプにより公園内へ配水しています。

井戸水は、各散水栓、ビオトープ池に接続されるほか、各トイレの洗浄水に使用されています。(トイレの手洗い水は上水)。

井戸水の使用にあたっては、地下水環境の保全のため、井戸ポンプ庫内に設置されているメーターを毎月検針し、年度単位で取りまとめの上、札幌市環境局環境対策課へ報告します。また、期首・期末時に井戸ポンプの稼働と停止を行います。

#### ク 循環ポンプ(厚別山本公園)

パークゴルフ場の西側に整備されている池には、ビオトープへの循環水の供給のため循環ポンプが整備されています。期首・期末時のポンプの稼働と停止を行うほか、適切な保守に努めます。

#### ケ その他(厚別山本公園)

排水施設等については、本業務の対象となるもの以外は処理場による管理となっています。

#### 除雪(厚別山本公園)

厚別山本公園は冬期間閉鎖とする予定ですが、閉鎖までの間で降雪があった場合は、公園利用者が通行可能となるよう車両進入路及び駐車場の除雪を行います。

公園閉鎖後の冬期間において車両進入路沿いの集水槽等の維持管理のため、処理場による除雪が行われる可能性があるため、進入路沿いにスノーポールの設置を行います。

#### 冬期間

各施設が積雪により破損または落雪、落水により利用者に危害を及ぼさないように、巡回を行い、雪落とし等対処します。

積雪前に施設・工作物の撤去、冬囲い等を行い、養生作業を行います。

- ・雪に覆われ工作物の存在が確認出来ず支障があると判断される箇所は、スノーポールを設置します。
- ・水飲み台の養生のほか、雪害により枝が折れたりしないように樹木の雪囲いを行います。

## 修繕

利用者から破損、故障等の発生について連絡を受けた場合においては、速やかに現状を確認するとともに、応急処置、修繕費用・期間、原因の調査等、必要な初期対応を行います。また、当該対応の結果について、遅滞なく公園管理者に報告します。

修繕を行うにあたり、再委託にかかる契約を締結する際には、札幌市契約規則及び札幌市物品・役務契約等事務取扱要領に準じて、軽微なもの、緊急を要する場合を除き原則として複数の団体から見積を取ります。また、修繕を行うに当たっては、緊急に実施する必要のある場合を除き、事前に公園管理者の承認を得、緊急に実施した修繕については、実施後速やかにその概要を公園管理者に報告します。

施設等の劣化及び損傷を最小限に抑えるとともに、利用者及び施設等の安全性を確保します。

修繕計画の策定として、施設・設備等の破損、老朽化した場合の修繕方法の検討、見積書の徴収を随時行い、次年度以降の計画的な修繕で対応可能なものについては、原則として毎年 1 回、別途指示されたときに必要修繕項目、修繕内容、修繕方法、必要金額、優先順位を整理し、公園管理者に報告します。



修繕を行うベンチ

## 改修工事・大規模修繕

指定管理期間中に、公園管理者が行う改修工事や大規模修繕等、行政目的達成のため指定管理の一部または全部について、供用停止のある場合は、公園管理者に協力します。

## 組織的補償

- ・法令及びその他の規範の遵守を徹底します。
- ・「個人情報保護要綱」に基づく運用を行い、常に最新の規定へ整備します。
- ・個人情報の安全管理措置の評価、見直し及び継続的改善を行います。

## 拾得物等

拾得物については、遺失物法（平成 18 年法律第 73 号）に基づいた取扱いを行いながら、拾得物取扱台帳を作成し、原則として所轄の警察署に届けます。

## 警備業務

施設の秩序を維持し、火災、盗難、破壊等のあらゆる事故の発生を警戒・防止することにより、財産の保全と人心の安全を図り、円滑な管理運営を行うために警備計画を作成します。

- ・鍵の管理
- ・開館時及び閉館時の開場、施錠及びシャッターの開閉
- ・出入管理
- ・施設の秩序維持
- ・事務所保守警備システム等の管理
- ・日常的な業務内容、スケジュール
- ・緊急時の対応手順
- ・警備業法、消防法、労働安全衛生法等の関係法令を遵守し、利用者に不快感・威圧感を与えないよう業務を行います。
- ・公園管理事務所において、夜間の機械警備を行い、異常が確認された場合、直ちに警備会社から警備員が現場に急行し、現場確認を行うとともに、必要に応じて所長へ連絡を行い、処置を講じます。

## 個人情報の保護についての提案

- ・札幌市個人情報の保護に関する条例に基づいて情報管理を行います。管理に關して得た情報は内部機密とし、本業務以外には使用しません。
- ・登録情報は所長が個人情報責任者となり、帳票等管理責任者は所長が指名した者とします。
- ・個人情報保護について関係者に周知徹底し、教育を実施する等啓発活動に努めます。
- ・個人情報の取扱いは、有料施設利用等における通知等管理運営に必要な事項のみとします。
- ・個人情報は、申込者氏名・住所・連絡先・所属団体名等とします。
- ・施設利用に関する事項・遺失物の通知等といった、個人情報を掲示する必要がある場合は、氏名・団体名等の必要最低限とします。
- ・目的を終了した個人情報は、データの複製等も含め完全に破棄します。

## 違法行為の注意指導

札幌市都市公園条例、都市公園法に規定する禁止行為及び制限行為が許可なく行われている場合や不法占有が行われている場合は、注意・指導し、防止に努めます。

施設・設備や遊具の利用方法で、不適當と認められるものについては、適正な利用方法を指導します。

### **ホームレスへの対応**

ホームレスが起居の場所として使用し、他の利用者の適正な利用が妨げられている場合は、公園管理者並びに各区の保健福祉部やホームレス支援団体と協力して必要な措置をとります。

### **占用に当たっての立会**

公園管理者から占用許可を得ている占用物件について、必要に応じて設営・撤去時に立会を行い、土地及び施設を破損または損傷させていないか確認のうえ、破損等が確認された場合は、速やかに公園管理者に報告します。

- ・設営・撤去を実施する際に、利用者の施設利用の支障にならないよう配慮するとともに、利用者に対し業務の実施について十分に案内します。
- ・必要な場合には、法令等に従い有資格者により作業を行います。

### **老人農園**

老人農園（厚別区もみじ台西 1 丁目 2 番、面積 2、900 m<sup>2</sup>）については、特別な場合がない限り、公園管理者の申請に基づき、当該老人農園を分区園として公園施設設置許可としているため、管理区域からは除外します。管理については、申請者が行うものとします。また老人農園として許可申請がなされない場合は、その取扱いについては別途協議します。